

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、売上、利益、株価向上等だけでなく、ステークホルダーとの良好な関係を保ち、継続的かつ確実に企業価値を高めていくことを基本方針としております。

その仕組みの構築のためには、経営の効率向上、経営の透明性や健全性の保持が重要であるとの考えから、迅速で正確な情報把握と意思決定、意思決定における牽制、企業の信頼保全のための法令や社内規則等の遵守を指針として掲げております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エスジェーエス	7,267,400	33.40
原田 修一	2,966,200	13.63
原田 章二	2,354,400	10.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	902,200	4.15
株式会社りそな銀行	600,000	2.76
原田 恵吾	427,000	1.96
原田工業従業員持株会	405,280	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	359,600	1.65
日本生命保険相互会社	310,000	1.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	原田 修一 原田 章二
-----------------	----------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との取引につきましては、自己取引・会社との利益相反取引等を行う場合は、会社法及び当社の定める「関連当事者取引管理規程」に則り、経営会議の審議を経て取締役会における決議・承認を行い、取引条件については一般的取引と同様に決定し、当社及び当社株主各位の不利益とならないように留意しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
尾後貫 達也	他の会社の出身者													
追川 道代	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾後貫 達也		当社の取引先である株式会社りそな銀行の業務執行者でありましたが、平成15年6月に同行を退社しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に反映していただくため、選任いたしました。また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

追川 道代		弁護士としての専門的な知識や経験、幅広い見識等を当社の経営に反映していただくため、選任いたしました。また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しております。監査役と会計監査人は定期的に会合を行っていると共に適時協議を行っており、その内容は、業務監査、会計監査、監査計画等に関わるものであります。会計監査に関しては会計監査人からの報告を受ける等情報を交換し経営の監視に努めております。

内部監査部門としては、代表取締役直轄の内部監査室がコンプライアンス、内部統制の有効性、リスク管理等について当社各部門、連結子会社等の業務監査を定期的に行っております。監査役とは監査の都度、監査結果の報告と協議を行い、必要に応じて監査役と連携して業務監査を行っております。また、会計監査人とは適時内部統制等に関する情報交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松原 隆	他の会社の出身者													
荒田 和人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

松原 隆	当社の取引先である株式会社りそな銀行の業務執行者でありましたが、平成25年9月に同行を退社しております。	長年にわたり銀行業務に従事されており、特に内部監査部門での豊富な経験や、公認内部監査人としての知見を当社の監査に反映していただくため、選任いたしました。また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
荒田 和人	当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に在籍していましたが、平成23年8月に同監査法人を退社しております。	公認会計士としての専門的な知識、経験等を当社の監査に反映していただくため、選任いたしました。また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。また、当社が社外役員の独立性を判断するための基準を以下のとおり定めております。

(社外役員の独立性に関する基準)

原田工業株式会社(以下、「当社」という。)は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員(候補者を含む。)が次の項目のいずれかに該当する場合、当該社外役員は独立性を有しないものとみなします。

1. 当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者(注2)
2. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
4. 当社の主要株主(注5)(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。)
5. 当社が多額の寄付(注6)を行っている先又はその業務執行者
6. 過去1年間において、上記1から3のいずれかに該当していた者
7. 次の(1)から(7)のいずれかに掲げる者(重要(注7)でない者を除く。)の近親者(注8)
  - (1) 当社の子会社の業務執行者
  - (2) 当社の子会社の業務執行者でない取締役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
  - (3) 当社を主要な取引先とする者(注9)又はその業務執行者
  - (4) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
  - (5) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
  - (6) 当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。)
  - (7) 過去1年間において、上記(1)から(5)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合は、業務執行者でない取締役を含む。)であった者

以上

【注記】

- (1) 当社を主要な取引先とする者とは、当該取引先の直近事業年度における売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者のことをいう。
- (2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に掲げる業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人等を指す。なお、監査役は含まない。
- (3) 当社の主要な取引先とは、当社に対して、当社の直近事業年度における売上高の2%以上の支払いを行っている者のことをいう。
- (4) 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益のことをいう。なお、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%以上の金額のことをいう。
- (5) 主要株主とは、自己又は他人の名義をもって議決権の10%以上の議決権を保有している株主のことをいう。
- (6) 多額の寄付とは、直近事業年度において当社が支払った寄付金につき、個人、団体に限らず年間1,000万円以上の金額のことをいう。
- (7) 重要な者とは、会社・取引先の役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等である。
- (8) 近親者とは、二親等内の親族をいう。ただし、離婚、離縁等によって親族関係が解消されている場合を除く。
- (9) 当社を主要な取引先とする者とは、当該取引先の直近事業年度における売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者のことをいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

当社の経営状況や企業規模等を鑑み、現段階では実施しておりません。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役7名に対する報酬等の額は194,400千円(うち社外取締役1名 5,400千円)であり、監査役4名に対する報酬等の額は29,400千円(うち社外監査役3名 18,000千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は役位に応じて定められた基準を基に業務執行の状況及び貢献度等を勘案した基本報酬と業績評価に基づいた業績連動報酬の二つをもって支給を決定する方針としております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

当社には社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションや担当者は配置しておりません。社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達は、役員秘書及び法務担当の総務スタッフ等が指示された情報や必要と思われる情報をその都度伝達しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 1. 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役10名(うち社外取締役2名)で構成され、業務執行に関する重要な意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督しております。

また、法令又は定款に定められた取締役会における決議事項を除く当社及び当社グループの経営に関する重要な事項の決議及び審議・報告を行う機関として、取締役・監査役及び本邦勤務の執行役員で構成する経営会議を設置しております。

当社の経営にあたっては社外取締役2名(いずれも東京証券取引所が定める独立役員)を選任し、取締役会で透明かつ公正な意思決定を行うための体制を整備しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は監査役会で定めた監査方針や業務分担に基づき監査役監査を実施すると共に、取締役の職務執行の監査をしております。加えて、代表取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査の充実を図っております。

内部統制及びコンプライアンスについては、当社をはじめグループ各社の危機管理体制強化を目的としたリスクの未然防止と発生時の影響最小化に向けた活動推進組織として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下部組織として内部統制分科会とコンプライアンス分科会を設置しております。内部統制分科会は財務報告に係る内部統制の運営及び体制強化を図っており、コンプライアンス分科会はコンプライアンスにおいて「法令違反の疑いがある行為」が発生しないように努めると共に、仮に問題が発生した場合でも、適切に対処される体制の構築が極めて重要であるとの認識の下、上位組織であるリスク管理委員会と協同しその機能の強化を図っており、併せて設置した社内通報制度を管轄しております。リスク管理委員会はこれらの分科会を統括し、関係会社も含めた内部統制、コンプライアンスに関する全社的なリスクの監視及び対応を行っております。なお、法律上の判断が必要な際には、随時当社顧問弁護士へ確認をし、経営に法律的なコントロールが働くようにしております。

### 2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査について、当社は、内部監査部門として内部監査室を設置し、3名にて「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しており、グループ全体の情報の共有化と管理・監督機能の質の向上を図っております。

監査役監査について、監査役は、監査役が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役会の出席のほか重要な会議に必要な応じて出席し、取締役の職務の執行を監査しており、監査の有効性・効率性を高めるため、内部監査室と情報交換を行い連携を保っております。また、監査法人の独立性を監視し、監査法人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより、会計監査人と連携を図っております。

### 3. 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において、各氏の豊富な経験と幅広い見識を踏まえた発言を行うことにより、客観的・中立的立場から、当社の経営の監視機能を果たすと考えております。

社外取締役は、社外を含む監査役との会合を通じ、会計監査及び内部監査の状況を把握するとともに、経営課題や内部管理上の問題について共有、意見交換を行う等相互連携を図っております。また、出席する経営会議及び取締役会において適宜意見を表明しております。

なお、社外取締役及び社外監査役全員が当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

### 4. 会計監査の状況

当社は会計監査人である新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。  
業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任責任社員 業務執行社員

薬袋 政彦

成田 礼子

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 13名

その他 14名

#### 5. 責任限定契約締結の状況

当社は、会計監査人である新日本有限責任監査法人及び各社外取締役並びに非常勤社外監査役との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、業務執行に関する重要な意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督しております。

また、法令又は定款に定められた取締役会における決議事項を除く当社及び当社グループの経営に関する重要な事項の決議及び審議・報告を行う機関として、取締役・監査役及び本邦勤務の執行役員で構成する経営会議を設置しております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針や業務分担に基づき監査役監査を実施すると共に、取締役の業務執行の監督をしております。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において、各氏の豊富な経験と幅広い見識を踏まえた発言を行うことにより、客観的・中立的立場から、当社の経営の監視機能を果たすと考えております。

社外取締役は、社外を含む監査役との会合を通じ、会計監査及び内部監査の状況を把握すると共に、経営課題や内部管理上の問題について共有、意見交換を行う等相互連携を図っております。また、出席する経営会議及び取締役会において適宜意見を表明しております。

当社は以上のような体制により、業務執行及び経営の監督の徹底が図れるものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日と予測される日を避けた開催を基本的な方針としておりますが、結果として諸般の事情によりやむを得ず集中日となる場合もございます。
その他	発送日前に、東京証券取引所のウェブサイト及び当社ウェブサイトに招集通知を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、決算短信、四半期決算短信、適時開示資料等を弊社公式ホームページ( <a href="http://www.harada.com">http://www.harada.com</a> )にて掲載しております。また、可能な限り英文での開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	2名の担当者がおります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動のため、社内に環境保全委員会を設置し、委員会を原則月2回開催し、内部監査を年1回、外部監査を年1回実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「株主との対話に関する基本方針」を策定し、株主等との対話を統括するための体制及び対話を補助する社内の連携、重要情報の開示、自主的な情報開示、取締役会等に対するフィードバック、インサイダー情報の管理について定めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

#### 1. 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、経営理念及び行動基準を制定する。
- (2) 取締役会は「取締役会規則」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役からの業務執行状況等に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 企業倫理及びコンプライアンス体制等を定めた「コンプライアンス規程」及び各種社内規程の制定及び周知徹底を通じて、当社及びグループ各社の取締役及び従業員が法令等を遵守するための体制を整備する。
- (4) 当社の取締役を主たるメンバーとする当社のリスク管理委員会において、当社及びグループ各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- (5) 当社及びグループ各社は、法令違反行為及び企業倫理上問題のある行為等のコンプライアンス上の問題行為について、通常の報告ルートとは別に、直接通報・相談できる手段として内部通報制度を設置・運営する。
- (6) 当社及びグループ各社は、従業員を対象とするコンプライアンス研修等を策定・実施する。
- (7) 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、当社及びグループ各社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に当社取締役及び監査役に報告されるものとする。
- (8) 反社会的勢力への利益供与を禁止し、その排除を行うことを明記した行動規範に則り、反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務執行に係る法令で規定された文書や社内における重要管理文書(電磁的媒体を含む)は、当社の「文書管理規程」等関連社内規程に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- (2) 当社の取締役及び監査役は、常時これらの重要管理文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「リスク管理基本規程」に基づき、主担当となるべき部門やリスク管理委員会等にて、規程・ガイドライン・マニュアル等を制定し、周知徹底・再発防止や必要な研修等を行うものとする。
- (2) 組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、当社のリスク管理委員である各取締役が行うものとする。新たに生じたリスクについては、当社のリスク管理委員会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (3) 不測の重大な事態等により当社及びグループ各社が経営危機に直面したとき、「経営危機管理規程」に則り対応し、損失の拡大防止及び危機の解決、克服若しくは回避のために全力を尽くす。

#### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則に基づき定時開催するほか、効率的に運用するために、必要に応じて臨時に開催するものとし、適切な業務遂行に支障を来さぬ体制を確保する。
- (2) 取締役等で構成する経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため、必要に応じて取締役会付議事項を事前に審議する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、日常業務の遂行に関しては、「業務分掌規程」及び「業務分掌/職務権限表」等に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。
- (4) 当社の取締役会で定めた当社グループの長期ビジョン及び長期経営計画等に基づき、当社を含めたグループ目標を定め、当社及びグループ各社の取締役・従業員がその目標を共有する。

#### 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループにおいて各種専門業務に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、当社のリスク管理委員会はこれらを横断的に管理する。
- (2) 当社は、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制、及びグループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制の整備を行うと共に、その運用状況を定期的に評価し、維持及び改善にあたるものとする。
- (3) 当社は、「関係会社管理規程」により、必要に応じた当社の承認又は当社への報告項目を定めて関係会社経営の管理を行っており、グループ全体の業務が効率的に行われることを確保している。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び、監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保

- (1) 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査部門の従業員に要請することができるものとする。又、監査役がその職務を補助すべき専任の従業員の配置を求めた場合、当社は、必要に応じて取締役及び監査役が意見交換を行い、配置を検討するものとする。
- (2) 内部監査部門は監査役の要請による監査事項について取締役等の指揮命令を受けないものとする。又、監査役の職務を補助すべき専任の従業員の任命・異動及び評価等については、監査役の同意を必要とするものとする。

#### 7. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- (1) 当社及びグループ各社の取締役及び従業員は、当社の監査役に対して、法令・定款に違反する又はその恐れがある行為、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項及び内部通報制度等による通報状況及びその内容を適時適切に報告する。
- (2) 内部監査部門は、当社監査役に対して、内部監査の実施状況について報告しなければならないものとする。
- (3) 当社の監査役は、必要に応じ、当社及びグループ各社の取締役及び従業員等から報告を求めることができる。又、当社の監査役は、取締役又は従業員に対する助言・勧告等の意見の表明や取締役の行為の差し止め等必要な措置を適時に講じることができる。

#### 8. 前号の報告を行った者が報告をしたことを理由に不当な扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査役へ報告を行った当社及びグループ各社の取締役、従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の取締役、従業員等に周知徹底する。

(2) 当社及びグループ各社は、内部通報制度に通報した者が、通報したことにより不利な扱いや報復、差別を受けないことを当社「コンプライアンス規程」で明文化する。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求に従い速やかに処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び内部監査部門は、定期的に監査役との間で意見交換を行う。又、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役監査が実効的に行われる体制を整備する。

(2) 当社及びグループ各社の取締役及び従業員は、監査役が定める「監査役監査基準」及び「監査役会規則」を尊重する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 1. (8)に記載のとおりであり、当社総務部門が警察等の外部専門機関との連携を図り、情報収集等を行い、反社会的勢力の排除活動に取り組んでおります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

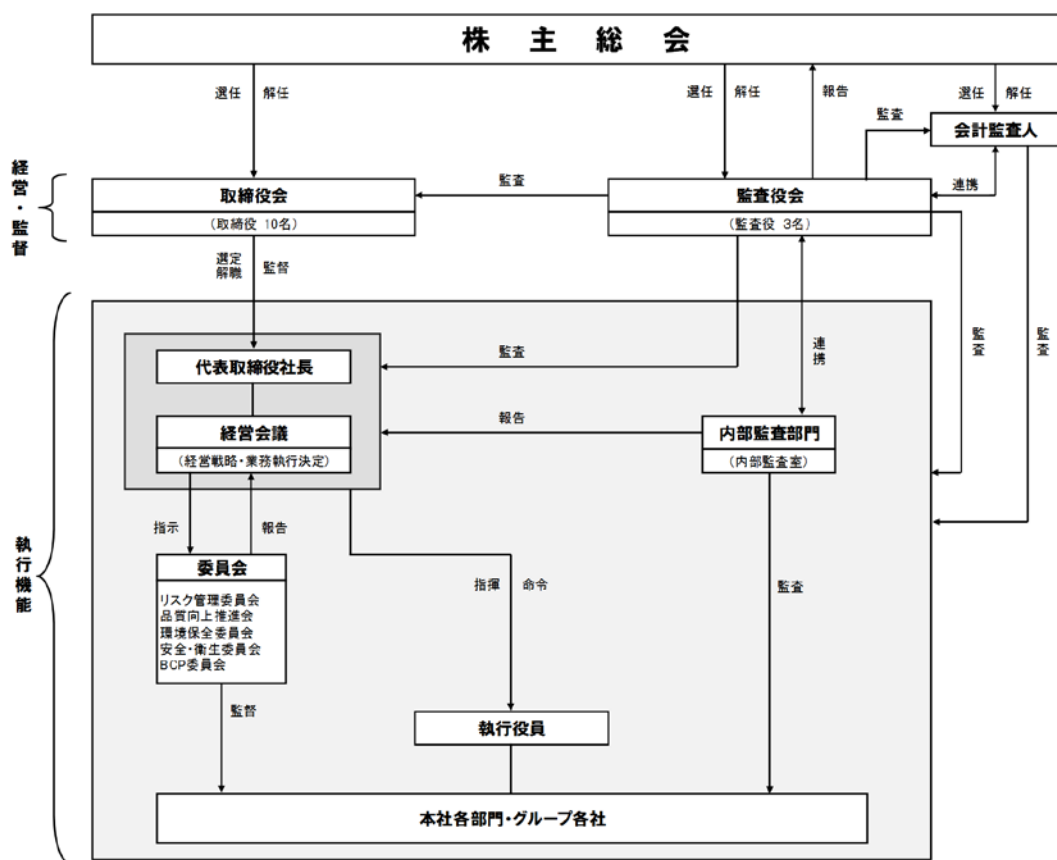
買収防衛策の導入の有無

なし

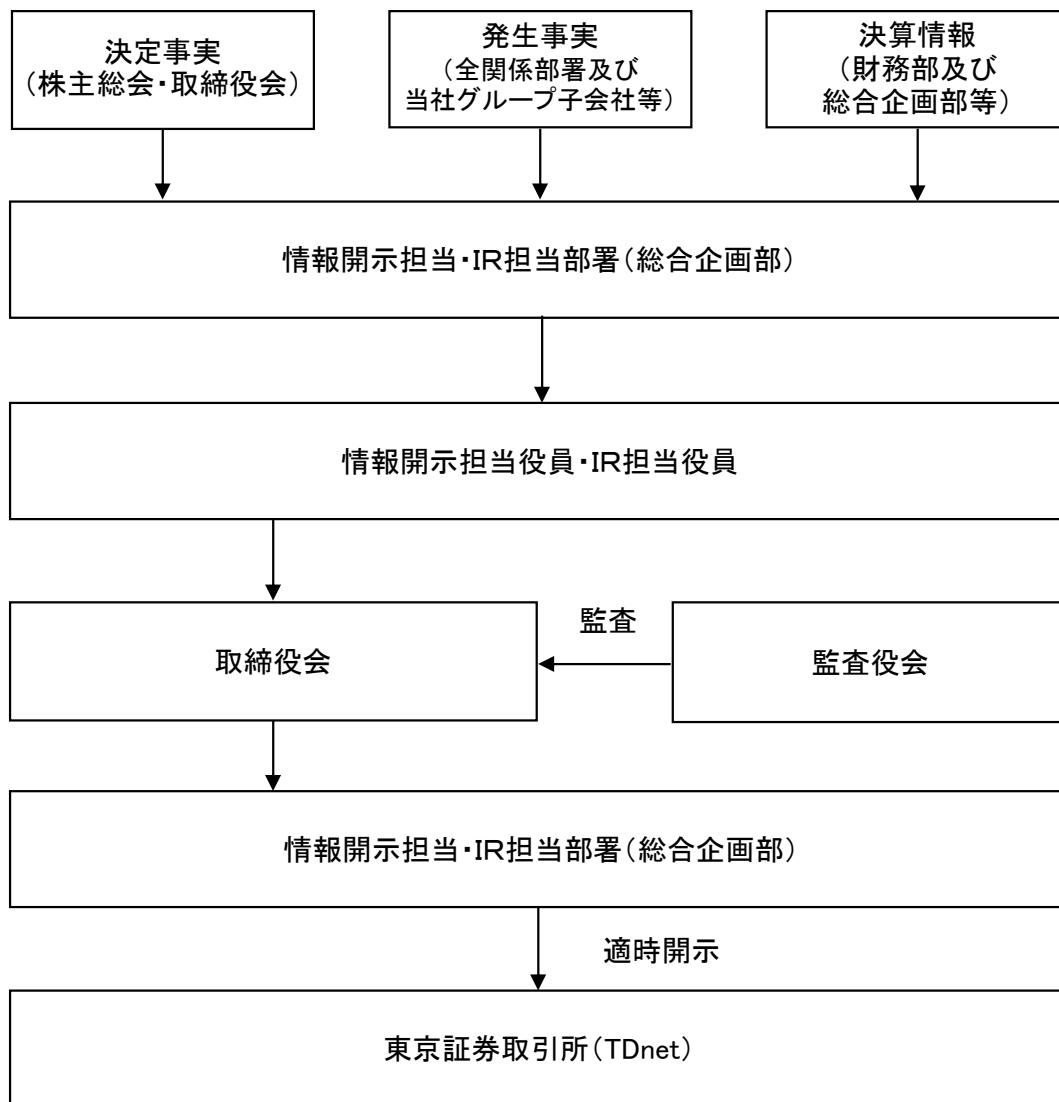
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンスの体制図】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上